

件名	愛媛県総合科学博物館管理条例
主管課	生涯学習課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>愛媛県総合科学博物館への指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 愛媛県総合科学博物館の業務</p> <p>(1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第3条に規定する事業に係る業務</p> <p>(2) プラネタリウムの運営に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習の促進及び援助に関する事。</p> <p>(4) 施設の提供に関する事。</p> <p>(5) その他必要な業務</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1(1)の業務のうち教育委員会が定める業務の実施に関する事。</p> <p>(2) 1(2)～(5)に掲げる業務の実施に関する事。</p> <p>(3) 博物館の利用の許可に関する事。</p> <p>(4) 博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する事。</p> <p>(5) 博物館の利用の促進に関する事。</p> <p>(6) 博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する事。</p> <p>(7) その他教育委員会が定める業務</p> <p>3 開館時間</p> <p>(1) 午前9時から午後5時30分まで（一部の施設は、午後10時まで）</p> <p>(2) 指定管理者は、教育委員会の承認を得て(1)の時間を変更することができる。</p> <p>4 休館日</p> <p>(1) 第1月曜日以外の月曜日及び第1月曜日の翌日（これらの日が休日に当たるときは、直後の休日でない日）</p> <p>(2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで</p> <p>(3) 指定管理者は、臨時に休館し、又は休館日に博物館を利用させることができる。</p> <p>(4) 指定管理者は、教育委員会の承認を得て休館日を変更することができる。</p> <p>5 利用許可</p> <p>(1) 一定の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 指定管理者は、(1)の許可に条件を付することができる。</p> <p>6 利用料金</p> <p>(1) 指定管理者の収入とする。</p> <p>(2) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>7 利用料金の減免</p> <p>県又は指定管理者が博物館の目的を達成するために利用するとき等</p> <p>8 特別利用（博物館資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等）</p> <p>(1) 特別利用をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(2) 特別利用料は、資料1点の特別利用等1回につき、5,000円の範囲内で定める。（営利目的の場合に限り徴収し、県の収入とする。）</p> <p>9 教育委員会による管理</p> <p>指定管理者が博物館の管理を行うことができないときは、教育委員会が博物館の管理に係る業務を行う。この場合、「利用料金」は「使用料」と、「指定管理者」は「教育委員会」と読み替える。</p> <p>10 愛媛県総合科学博物館使用料条例の廃止（附則で廃止）</p>	
施行日	平成21年4月1日